

一宮市告示第 584 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年一宮市条例第 37 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 25 日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定管理者の名称
社会福祉法人一宮市社会福祉事業団
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 管理を行わせる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

別紙

名 称	所 在 地
一宮市立萩原児童館	一宮市萩原町串作字河室浦 18 番地
一宮市立浅井児童館	一宮市浅井町大日比野字東若栗 29 番地
一宮市立奥児童館	一宮市奥町字上平池 46 番地
一宮市立大志児童館	一宮市大志 1 丁目 9 番 2 号
一宮市立今伊勢児童館	一宮市今伊勢町新神戸字乾 31 番地 1
一宮市立千秋児童館	一宮市千秋町佐野字下川田 43 番地
一宮市立西成児童館	一宮市大赤見字大山 22 番地 1
一宮市立宮西児童館	一宮市大宮 4 丁目 6 番 13 号
一宮市立葉栗児童館	一宮市大毛字南出 116 番地
一宮市立貴船児童館	一宮市下沼町 1 丁目 7 番地
一宮市立丹陽児童館	一宮市三ツ井 5 丁目 3 番 14 号
一宮市立神山児童館	一宮市八幡 3 丁目 8 番 2 号
一宮市立大和児童館	一宮市大和町荊安賀字上東出 68 番地
一宮市立向山児童館	一宮市古金町 2 丁目 10 番地
一宮市立富士児童館	一宮市富士 1 丁目 8 番 15 号
一宮市立北方児童館	一宮市北方町北方字森道 87 番地 1
一宮市立起児童館	一宮市起字西生出 33 番地
一宮市立小信中島児童館	一宮市小信中島字南平口 63 番地
一宮市立三条児童館	一宮市三条字郷南西 35 番地
一宮市立朝日東児童館	一宮市明地字上平 33 番地 1
一宮市立開明児童館	一宮市開明字杵西郭 69 番地 1
一宮市立大徳児童館	一宮市西五城字荒子中切 28 番地 1
一宮市立黒田南児童館	一宮市木曽川町黒田八ノ通り 176 番地
一宮市立黒田児童館	一宮市木曽川町黒田字城西 27 番地 4
一宮市立外割田児童館	一宮市木曽川町外割田字西郷西 134 番地